

大成会への就職をご検討中の皆様へ

社会福祉法人大成会は 1956 年に設立され、千葉県成田市で主に知的障害をお持ちの方々への様々な福祉サービスを提供している職員数約 110 名の社会福祉法人です。
大成会は、職員を大切に育て立派な社会人・福祉人になっていただくために様々な制度を設けていますので、その一部を紹介させていただきます。

◇ 社会福祉法人大成会 基本方針(抜粋)

- ・法人は、職員の社会的能力と専門的能力をバランス良く伸長させるために、長期的視野に立ち系統的・継続的な人材育成の実施に努めます。
- ・法人は、職員の意思と個性を尊重し、職員の幸福・成長のために最大限の努力をしいかなければならない。



◇ 自己申告制度と様々な事業展開

職員各自の「思い」やライフスタイル・家庭状況に可能な限り対応します。

- (例1) Aさん: 入職後障害者通所支援事業所で勤務する中で、相談支援業務に従事したい「思い」が強くなり上司を通じ法人へ申告
→ 翌年度相談支援事業所へ人事異動、現在も活躍中
- (例2) Bさん: 育児休業後復職したが児童入所施設では勤務時間に無理が…
→ 児童通所施設へ人事異動、元気に仕事・子育て両立してま〜す



◇ 教育休暇制度・教育費用の助成

- 職員の自発的な資格取得や研修受講等を助成する制度です。
- (例1) Cさん: 社会福祉士を目指して通信教育を経て受験、見事合格!
→ 直前講座・受験日等 5 日間の教育休暇、総費用 10 万円支給
- (例2) Dさん: 精神保健福祉士を通信課程受講し受験、一発合格!
→ スクーリング・受験日計 8 日間の教育休暇
総費用 16 万円で 10 万円の教育費用 GET!



◇ 労災上乗せ給付制度

- 業務中に負傷し通院した際、1 日 7 千円の給付が受けられます。
労災の場合、医療費・投薬費は保険から給付されますが、他にもガソリン代とか…

◇ 有給休暇は入職した日から付与されます

- 社会人生活のスタート、緊張や生活環境の変化等で体調を崩し 2 日間休んでしまった!
これって、お給料引かれちゃう?
→ だいじょ〜ぶ 大成会の就業規則では入職日に有給休暇が 12 日間付与されます。
本人が申告すれば欠勤を有給処理できます。
お給料は引かれません。



このように、安心して働くための

制度が充実しています。

皆様のご応募をお待ちしております!

